

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

下線部分改定箇所

現行	改定後
第1条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>(追加)</u> (2)～(4) 省略	第1章（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降、他金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(4)省略
第7条（手形、小切手等の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>(追加)</u> (2)～(4)省略	第7条（手形、小切手等の支払） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合には、当座勘定から支払いません。</u> (2)～(4)省略

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

現行	改定後
第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>（追加）</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3)～(4)省略 <u>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> <u>(6)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(7)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。	第 8 条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u> (3)～(4)省略 <u>(5)削除</u> <u>(5)</u> 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙は、その支払日から 3 カ月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。 <u>(6)</u> 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

現行	改定後
第 1 8 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) 省略	第 1 8 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> (2) 省略
第 1 9 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>(追加)</u> (2) 省略	第 1 9 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> (2) 省略
<u>(2025 年 10 月 1 日現在)</u>	<u>(2026 年 7 月 1 日現在)</u>

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

約束手形用法 １．～２．省略 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ４．～７．省略 <u>８．手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2022 年 11 月 4 日現在)	約束手形用法 １．～２．省略 ３．振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ４．～７．省略 <u>８．削除</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2026 年 7 月 1 日現在)
為替手形用法 １．～３．省略 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ５．～９．省略 <u>１０．手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2022 年 11 月 4 日現在)	為替手形用法 １．～３．省略 ４．振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 ５．～９．省略 <u>１０．削除</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2026 年 7 月 1 日現在)

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。(追加)</u> 3. ～7. 省略 <u>8. 小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2022 年 11 月 4 日現在)	小切手用法 1. 省略 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～7. 省略 <u>8. 削除</u> ●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧 省略 (2026 年 7 月 1 日現在)
--	---